

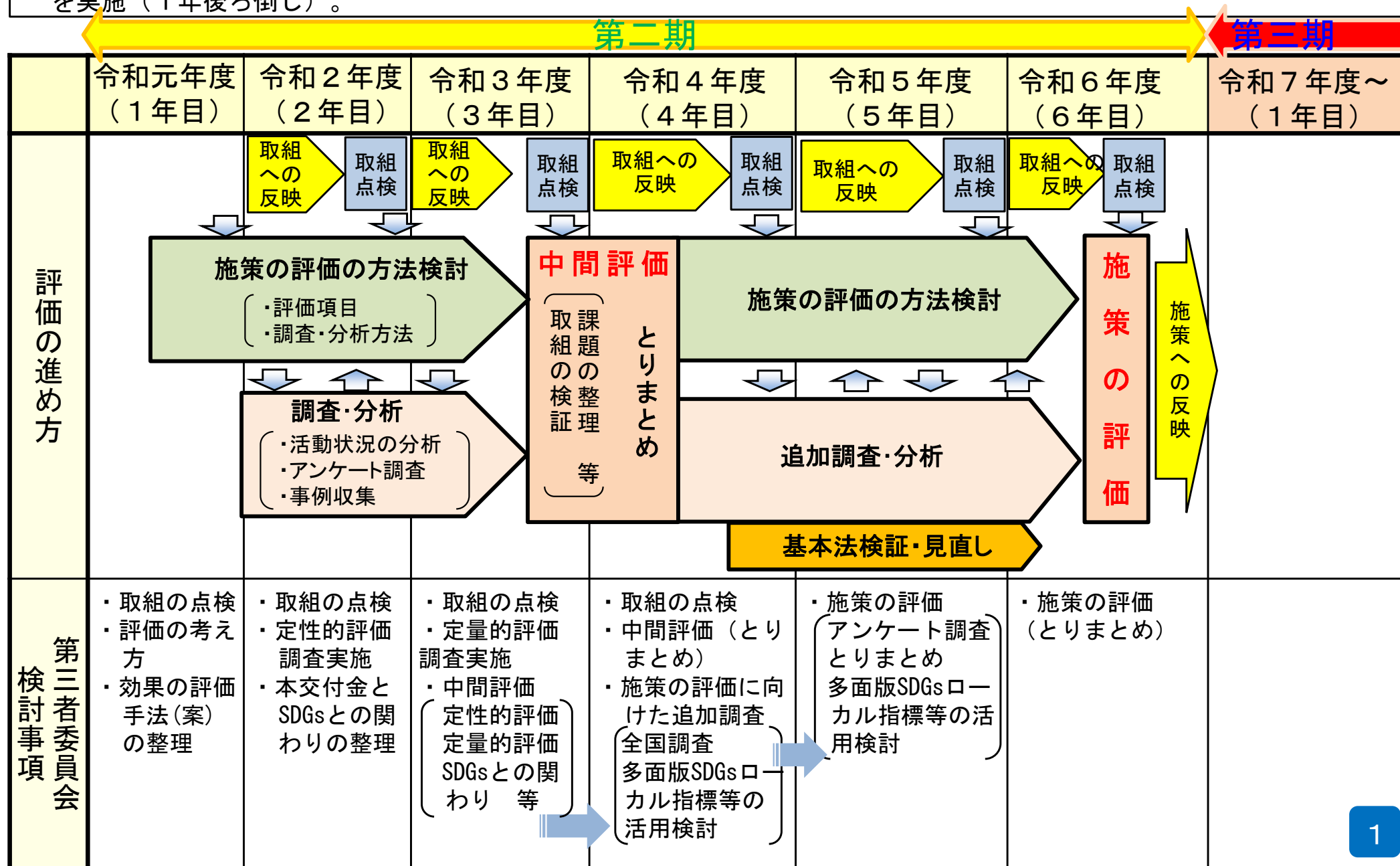
本委員会におけるこれまでの議論と 基本法見直しにかかる最近の動向について

令和 6 年 3 月 15 日

農 林 水 産 省

1 施策の評価の進め方

- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、第三者委員会において取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 基本法検証・見直しの結果を踏まえた第三者委員会における検討結果を基に、令和6年度（6年目）に施策の評価を実施（1年後ろ倒し）。



- 中間評価(R4.10)での「今後の展開」について、施策の具体化を検討。
- 他方、基本法検証・見直しにおいて、人口減少下での本交付金の将来的な持続可能性についても論点のひとつとされているところ。
- また、みどりの食料システム戦略推進、気候変動対策など今日的な課題に対応する方策を検討する必要。

中間評価(R4.10) 「今後の展開」での記載	検討の方向(案)
①SDGsや地域貢献に関心の高い企業、大学等を本交付金の共同活動組織に呼び込むことによる農的関係人口の創出・拡大や関係深化	・ 活動組織の広域化 ・ 事務の外部委託（土地改良区、JA等団体との連携） ・ 若者、女性等多様な主体の参画 ・ 地域外からの人の呼び込み ・ 教育機関との連携 ・ 生態系保全、環境保全型農業等の取組 （多面版SDGsローカル指標の活用）
②農地集積が進んでいる地域における活動組織の広域化と若手非農業者を取り込んだ保全管理体制の構築	・ 「田んぼダム」等地域防災の取組 等の政策課題への対応をより一層加速する観点から、各地域の取組やノウハウの蓄積を活用し、横展開を図るため、先進事例とその中心人物、専門的な知識等を有する者等のリスト化や派遣への支援を強化
③さらなる事務負担軽減のための制度の簡素化等を検討することが重要	活動組織の事業計画策定及び市町村における事務負担軽減の観点から、加算措置の整理 等

3 基本法見直しに関する最近の動向

- 令和4年9月から議論が始まり、令和6年2月27日改正食料・農業・農村基本法案が閣議決定。
- 多面的機能支払交付金の第三期対策(令和7年度～令和11年度予定)に、改正内容を踏まえることとしている。

令和4年9月29日

農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して、
食料・農業・農村基本法の見直しに関し諮問

⋮

令和5年5月29日

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 中間とりまとめ

令和5年6月2日

食料・農業・農村政策の新たな展開方向
(食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定)

令和5年8月3日

令和5年度第1回多面的機能支払交付金第三者委員会

令和5年9月29日

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 答申

令和5年12月27日

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について
(食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定)

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容
(食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定)

令和6年2月27日

改正食料・農業・農村基本法案 閣議決定

4 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 答申（令和5年9月）

- 令和4年9月、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して、「食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関することについて、貴審議会の意見を求める。」と諮問。
- 現行基本法制定後の約20年間における農業構造の変遷や国際的な議論の進展等の情勢の変化、それを踏まえた政策の検証や今後20年程度を見据えた課題の整理、さらに、これらを踏まえて見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性について、集中的に議論し、令和5年5月に中間とりまとめを行った後に、国民からの意見募集を行い、広く国民の声を聴きながら、最終的なとりまとめを行った。

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 答申（抜粋） [令和5年5月29日]

第1部 食料・農業・農村施策全般

4 食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題

(7) 農村における地域コミュニティの維持や農業インフラの機能確保

現行基本法は、農業者の所得向上とともに、都市より立ち遅れている農村の生活環境面の整備もあわせて推進していくことにより、農業者以外も含めた住民が農村に居住し、農業生産活動が継続的に行われていくという考えであった。しかしながら、農村の人口は今後急速に減少し、集落機能が維持できない地域も出てくることが見込まれており、これまで集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続性が懸念される状況となっている。

このため、地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等により、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造等によって農村と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加により、農村コミュニティの集約的な維持を図っていくことが重要である。

一方、都市からの移住等は、農村の人口減少を完全に充足できるわけではなく、農村の人口減少は避けられない。各地域は、それぞれが置かれている状況等を踏まえ、地域の農業をどういう形でどう維持するのかを考える必要がある。その際、特に農村に一定の住民がいることを前提にこれまで地域で支えてきた末端の用排水路、農道等の農業インフラの保全管理等にどう対応するかを考える必要がある。

5 基本理念の見直しの方向

(4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造等によって農村と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することにより、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、農村人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

第2部 分野別の主要施策

3 農村分野

(2) 食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題

① 農業が有する環境・持続可能性へのマイナスの影響への関心の高まり 多面的機能は、1990年代に OECD や WTO 等で議論された概念だが、その後、2000年代に行われた国連のミレニアム生態系評価等において「生態系サービス」の概念が議論され、今日では国際的に主流となっている。多面的機能と生態系サービスの違いを農業との関係に着目すると以下のとおりである。(ア)食料供給の機能や、多面的機能に位置付けられる水源かん養、生態系保全等の機能について、自然資本の持つ能力から利益を享受しているもの(このような各種便益を「生態系サービス」という。)と整理された。37 (イ)生態系サービスには、食料等を含む「供給サービス」、地力の維持等の「調整サービス」、自然景観の保全等の「文化的サービス」等多岐にわたるが、それぞれのサービスは相互に影響を及ぼし得る(例えば、農業によって水資源が枯渇する、又は土壌が劣化するなど、農業が環境にマイナスの影響を与える。)。このような生態系サービスの考え方の下では、食料供給がその他の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくことが重要になる。このような考え方が国際的に浸透する中、農業生産活動においても、環境等への負荷を最小限にする取組が求められるようになり、各国において持続可能な農業を主流化する政策の導入が進んだ。我が国においても2022年に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(以下「みどりの食料システム法」という。)が制定され、農業の環境負荷低減の方向が打ち出されている。我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置付けるという国際的な議論を踏まえ、農業が農地に限らず河川や海洋まで含めて環境にマイナスの影響を与え、持続可能性を損なう側面もあるという前提に立ち、農業による温室効果ガスの排出削減、生物多様性の喪失の防止等、環境への負荷を低減するための取組についても基本的施策に位置付け、環境に配慮した持続可能な農業を主流化する必要がある。なお、食料供給の観点から重要な水産資源についても持続性や環境負荷軽減に着目した取組が重要である。また、このような農業における環境負荷低減の取組の多くは、食料生産に関わるものであるが、バイオマスエネルギー作物の生産、農村における再生可能エネルギー発電等、食料生産以外の取組もあることに留意する必要がある。

(3) 環境に関する施策の見直しの方向

① 持続可能な農業の主流化

農業の持続的な発展に関する施策において、

- (ア) 全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
- (イ) 有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業におけるメタンや一酸化二窒素、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進
- (ウ) 有機農産物の輸出の促進も視野に、地域全体で有機農業等に取り組む産地の形成や、国等の庁舎の食堂における有機農産物の利用促進など公共調達も含めた、有機農産物の需要拡大等、今日的観点からの持続可能な農業のための施策の推進を行うとともに、それを実現可能とするための品種や機械等の技術開発、バイオマスや堆肥等の国内未利用資源の有効活用等の施策を講ずる。

加えて、我が国と気象条件や農業構造が類似するアジアモンスーン地域における強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けて貢献する。さらに、社会的・経済的な観点から、人権やアニマルウェルフェアへの配慮等に適切に対応していく。

さらに、持続可能な農業や食品産業への転換を推進し、その継続性を高める観点から、環境保全等の取組に対する民間投資の促進を図るとともに、これらの取組が収益化されるような仕組み・環境整備を検討する。

第2部 分野別の主要施策

3 農村分野

(2)食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題

③ 集落の共同活動、末端の農業インフラの保全管理の困難化

末端の用排水路や農道等は、農業生産の基盤であるとともに、雨水排水や交通等生活の基盤ともなっており、その泥上げや草刈り等の保全管理作業については、農業者だけでなく農業者の地縁・血縁者を中心とした非農業者を含む地域住民が共同活動により担ってきた。

農村の人口減少に伴い、集落内の戸数・人口が減少し、集落の小規模化も進展している。集落が小規模化すると、農業用排水路や農地の保全、伝統的な祭・文化・芸能の保存等の集落活動の実施率が低下するという研究結果もあるが、2050年には「人口9人以下」の小規模集落が全集落の1割を超え、特に、山間農業地域では3割を超えることが見込まれている。このように集落規模の縮小が進む中、2050年には、人口9人以下になると想定される集落に存在する農地面積は約30万ha、その予備軍となり得る高齢化率50%以上の集落に存在する農地面積は約70万haに達すると推測されている。これらの農地を有する集落では、共同活動の実施率は更に低下し、農業生産や農村生活に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全管理していた末端の用排水路や農道等の農業インフラ機能の維持が困難となる問題は、食料安全保障に関わる深刻な課題となる。

今後も人口減少・高齢化が農村を中心に進行する状況において、地域の農業の持続性を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営体とともに、農業を副業的に営む経営体や、自給的農家、農業者の地縁・血縁者等も含めた伝統的な地域コミュニティによる共同活動を、可能な範囲で継続していくことが重要である。

また、人口減少により、従来の地域コミュニティによる共同活動が困難となる地域では、他地域から移住し、農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全・活用や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者等、多様な形で農に関わる者を確保することも必要である。特に、末端の農業インフラの保全管理を持続的に行い得るか否かは、食料の安定供給に関わる問題であり、食料安全保障上のリスクである。また、その地域で営農を継続する農業者の経営にも直結する問題でもあることから、農業者の減少、農地所有者（土地持ち非農家）の不在村化や代替わりが進行し、これまでの共同活動が困難となるなどのリスクを踏まえ、各地域において管理の在り方を明確にしつつ、農業インフラの保全管理コストの低減を図るなどして、その機能を維持していく必要がある。

(3)農村施策の見直しの方向

① 人口減少下における末端の農業インフラの保全管理

末端の用排水路、農道等については、草刈りや泥上げ等の共同活動を通じた保全管理を継続するため、集落内の非農業者・非農業団体の参画促進等を引き続き実施することが重要である。

一方、農業生産を継続する意向があるものの、集落の小規模化に伴い、集落内で末端施設の保全管理を担う人員を確保することが困難となり、農業生産自体の継続が困難となる地域が増加していくことが懸念される。このため、このような地域では、市町村の関与の下、農地の農業上の利用や粗放的管理、林地化といった最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆等による作業の省力化やICT導入やDXの取組等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進する。あわせて、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区による作業確保等、継続的な保全管理に向けた施策を講ずる。

現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
 - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
 - 「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
 - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
 - ・ 輸入国としての影響力の低下：
 - 純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
 - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
 - ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識)
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
 - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
 - ・ 国内の食市場の縮小
 - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
 - ・ 基幹的農業従事者：
 - ・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
 - ・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
 - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
 - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
 - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
 - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

- (1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

 - ① **食料の安定供給のための総合的な取組**

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視
 - ② **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等
 - ③ **海外市場も視野に入れた産業への転換**

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換
 - ④ **適正な価格形成に向けた仕組みの構築**

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築
- (2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。
- (3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。
- (4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

2 食料に関する基本的施策

- **食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築**
- **食品アクセス**
幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等
- **適正な価格形成**
適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等
- **食品産業の持続的な発展**
・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等
- **バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓**
バイオテクノロジーやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等
- **食料消費施策・食品安全**
リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等
- **輸出施策**
輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等
- **輸入施策**
安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等
- **備蓄施策** 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄
- **世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進**

4 農村に関する基本的施策

- **農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持**
- **末端の農業インフラの保全管理**
共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等
- **農村におけるビジネスの創出**
農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等
- **都市と農村の交流、農的関係人口の増加**
二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RM0の育成 等
- **多様な人材の活用による農村の機能の確保**
・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等
- **中山間地域における農業の継続**
・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等
- **鳥獣被害の防止** 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

3 農業に関する基本的施策

- **今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け：**
・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給
- **個人経営の経営発展の支援** 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等
- **農業法人の経営基盤の強化等**
法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等
- **多様な農業人材の位置付け**
地域の話合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う
- **農地の確保及び適正・有効利用** 農地の集積・集約化 等
- **需要に応じた生産** 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等
- **農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化**
施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等
- **人材の育成・確保**
雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等
- **スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上**
スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等
- **農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進**
- **知的財産の保護・活用の推進**
GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等
- **経営安定対策の充実** 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- **災害や気候変動への対応強化** 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等
- **生産資材の国産化の推進等** 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等
- **動植物防疫対策の強化** 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

5 環境に関する基本的施策

- **環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する**
- **みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める**
- **持続可能な農業の主流化**
・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等
- **食料供給以外での持続可能性**
農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等
- **持続可能な食品産業**
環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等
- **消費者の環境や持続可能性への理解醸成**
生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- **平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。**
- **現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。**
- 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。

7 不測時の食料安全保障

- 不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、**政府全体の意思決定を行う体制の在り方**を検討する。
- 不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する。

5 食料・農業・農村基本法の改正の方向性について（令和5年12月）

○ 食料・農業・農村基本法の改正に当たっては、食料・農業・農村政策の新たな展開方向で取りまとめられた基本法見直しの基本的な考え方に従って、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から見直しを行うもの。

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について（抜粋）

[令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

2 環境と調和のとれた産業への転換

食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付ける。その上で、これを実現するための生産から消費までの取組を位置付ける。

【想定される具体的な施策】

- ① 食料供給の各段階における環境負荷低減に資する取組の促進（生産段階においては、農薬・肥料の適正利用や家畜排せつ物の有効利用による地力増進に加えて、環境負荷低減に資する生産方式の導入等）
- ② 当該農産物の流通や消費が広く行われるよう、消費者への適切な情報提供の促進（環境負荷低減の取組の見える化等）、円滑な流通（販路）の確保 等

3 人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

（1）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材を位置付ける。

【想定される具体的な施策】

- ① 地域の協議（地域計画）に基づく人・農地の確保
- ② 農地の集積に加えて、農地の集約化、農地の適正かつ効率的な利用 等

（6）農村振興の政策の方向性について、「基盤整備」「生活環境整備」の二本柱に加え、農泊の推進などを念頭に農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する「産業の振興」や多面的機能支払を位置付ける。また、農村 RMO の促進等中山間地域の振興などを念頭に「地域社会の維持」を図っていくほか、鳥獣害対策や農福連携 などについて 明確化する。

【想定される具体的な施策】

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（中山間直払だけでなく多面的機能支払 も位置付け）
- ② 地域の資源を活用した事業活動（農山漁村発イノベーション事業、農泊等）、地域社会の維持活動（農村 RMO）の促進
- ③ 障害者等による農業活動の環境整備（農福連携）、鳥獣害対策、二地域居住 等

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

- 食料・農業・農村基本法について、
「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」
の観点から改正を行い、令和6年の通常国会への提出を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

- ① **食料安全保障を柱として位置付け**
 - ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理
- ② **食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け**
 - ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに国内の農業生産の増大が基本
 - ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ **農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け**
 - ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ **生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）**
 - ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け（同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等）
- ⑤ **適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化**
 - ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ **円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け**
 - ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

※ 上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の追加など必要な見直しを行う。

等

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
- ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 - ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

- ① **生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化**
 - ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② **農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け**
 - ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ **将来の農業生産の目指す方向性の明確化**
 - ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
 - ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならなくなる中で、サービス事業体の育成・確保を位置付け
- ④ **近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化**
 - ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
 - ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ **農村振興の政策の方向性の明確化**
 - ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
 - ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
 - ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

6 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容 (令和5年12月)

- 食料・農業・農村基本法については、令和6年通常国会への改正案提出を目指す。
- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を策定し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋） [令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
⑩ 地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等	5) 多様な農業人材の意欲的な取組の推進 ① スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業体の育成・確保を強化する。具体的には、 ・ スマート技術の活用を支援するサービス事業体に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援、 ・ サービス事業体の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進する。【再掲】 ② 担い手を含む地域の農業人材が連携して就農希望者に実務指導等を行う取組、農業者のリ・スキリングの機会を充実する取組を推進する。 ③ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。

6 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容 (令和5年12月)

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋）

[令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
さらに、農業の生産基盤の保全管理については、 ① ダム、頭首工等の基幹施設は、省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等を推進する。 ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するため、施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みを検討する。 ② 用水路等の末端施設は、特に中山間地域では、草刈り、泥上げ等の共同活動が困難となっていくため、最適な土地利用の姿を明確にした上で、 ア) 開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等を推進する。 イ) 共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みを検討する。	② 用水路等の末端施設 ・ 管理作業の省力化に資する整備を推進する。 ・ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】 ・ 地域における農業水利施設等の保全管理の仕り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を土地改良法に規定する方向で、令和6年度中に検討する。 3) 防災・減災、国土強靱化 ・ 気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水に係る基準等の見直しを検討する。 ・ 防災重点農業用ため池については、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化する。

6 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容 (令和5年12月)

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋） [令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。 ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用 ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成	(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。 (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。 ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。

6 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容 (令和5年12月)

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋） [令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
Ⅱ 政策の新たな展開方向 6 多面的機能の発揮 日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、 ① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。 ② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払については、 ア) 草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業者確保等を図る仕組みを検討する。 イ) 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。	6 多面的機能の発揮 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 (1) 中山間地域等直接支払・多面的機能支払 中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】また、事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和6年度中に検討する。 (2) 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。【再掲】

7 改正食料・農業・農村基本法案（令和6年2月）

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要（抜粋）

〔令和6年2月27日 閣議決定〕

○ 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）	（傍線部分は改正部分）
改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条―第十六条） 第二章 基本的施策 第一節 食料・農業・農村基本計画（第十七条） 第二節 食料安全・食料安全保障の確保に関する施策（第十八条―第二十五条） 第三節 農業の持続的な発展に関する施策（第二十六条―第四十条） 第四節 農村の振興に関する施策（第四十一条―第四十九条） 第三章 行政機関及び団体（第五十条―第五十一条） 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第五十二条―第五十六条） 附則 第一章 総則	目次 第一章 総則（第一条―第十四条） 第二章 基本的施策 第一節 食料・農業・農村基本計画（第十五条） 第二節 食料の安定供給の確保に関する施策（第十六条―第二十条） 第三節 農業の持続的な発展に関する施策（第二十一条―第三十条） 第四節 農村の振興に関する施策（第三十一条―第三十六条） 第三章 行政機関及び団体（第三十七条―第三十八条） 第四章 食料・農業・農村政策審議会（第三十九条―第四十三条） 附則 第一章 総則
（中略） 第四節 農村の振興に関する施策 （農村の総合的な振興） 第四十三条（略） 2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備及び保全並びに農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。	（中略） 第四節 農村の振興に関する施策 （農村の総合的な振興） 第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。 2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

（農地の保全に資する共同活動の促進）

第四十四条 国は、農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（新設）

【新設】

（農地の保全に資する共同活動の促進）

第44条 国は、農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の維持及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。